

# 平成28年6月甲良町議会定例会会議録

平成28年6月13日（月曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 議案第39号 甲良町子育て応援金支給条例  
第3 議案第41号 平成28年度甲良町一般会計補正予算（第2号）  
第4 発議第6号 公金横領事件の早期告訴ならびに事件の全容解明と再発防止のための第三者による調査委員会設置を求める決議（案）  
第5 発議第7号 甲良町内における防災課題に関する調査・検討特別委員会設置決議（案）  
第6 議員派遣について  
第7 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	西川誠一
9番	丸山恵二	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	木村修

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	橋本悟
総務課長	中川愛博	学校教育課長	藤村善信
税務課長	山田禎夫	教育総務課参事	福原猛
住民課長	米田志保子	産業課長	川嶋幸泰
総務課参事	宮川哲郎	建設水道課長	北坂仁
企画監理課長	中川雅博	呉竹センター館長	山田光義
人権課長	陌間守	会計管理者	寺川貴代美
保健福祉課長	小林千春		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書 記 山 崎 志保美

(午前9時05分 開会)

○木村議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、平成28年6月甲良町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 西澤議員および1番岡田議員を指名します。

次に、日程第2 議案第39号を議題といたします。

本案については、総務民生常任委員会に付託され、その審査報告書が提出されています。

これより、総務民生常任委員会の審査報告を求めます。

阪東委員長。

○阪東総務民生常任委員長 それでは、朗読をもって報告にかえさせていただきます。

甲良町議会議長 木村修様。

総務民生常任委員会委員長 阪東佐智男。

総務民生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、審査結果。事件の番号、議案第39号。件名、甲良町子育て応援金支給条例。審査の結果、原案可決。

2、審査経過。

議案第39号 甲良町子育て応援金支給条例。

必要な事項は規則で定めるとのことであるが、規則の骨子とはとの問いに、支給額や支給要件、申請期日等を定めるとのことであった。

出産祝い金を支給する本条例は、子育て支援施策の第一歩かとの問いに、子育てや保育の環境整備など、出産後の継続的な支援が必要であり、おむつ代やミルク代の補助についても検討していきたいとのことであった。

滞納世帯であってもペナルティを課すことなく、無条件に支給してはとの問いに、納付誓約などで計画的な納付がある場合など支給可能としたいとのことであった。

支給額2万円の根拠と近隣の状況はとの問いに、彦根市や愛荘町は支給なし、豊郷町は第1子1万円、第2子2万円、第3子5万円、多賀町は第3子5万円、

第4子以降10万円を支給している。本町では、子どもに差をつけず、第1子から1人につき2万円を支給するとのことであった。その他にもいろいろ質疑があった。

以上。

○木村議長 総務民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第39号 甲良町子育て応援金支給条例について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 賛成討論を行います。賛成討論にあたって、子育て応援を強化する、こういう方向で一步踏み出したということと、それからもう一つは、この委員長報告にもありますように、他町と比べて第1子から格差なく2万円を支給する、こういうところに踏み出したことについて、私は評価をしていきたいというように思っています。

同時に、この2万円という金額が子育て応援の経済的負担を軽減する、こういう内容から見れば、まだまだ不十分というように思います。もう一つは、他の予算、施設や、それから直接、家計、子育て応援、農業応援などに使われる費用から比べますと、やはり、まだまだ少額と言わざるを得ません。そういう点では、予算の使い方、市町村によってはそれぞれ差がありますが、そして、国の制度の枠組みを突破しないことには、この直接支援のところに進めないというように思っています。それは、地方創生の加速化の事業を見ても、そういう直接、家計、子育て応援、とりわけ子育て応援に少子・高齢化に対応するといえ、そこに支援をして、安心して子どもさんを育てられる、家庭が経済的な余裕を持って応援できる、これはもともと給料が低すぎるわけですけども、だからこそ、そのところに手当てをすると、支援金を支給して手当てをするというのが大事なことでありますし、ここにもありますように、紙おむつやミルク代の補助、ここも検討されているというところでもありますので、子育て応援に必要なメニュー、これを提示し、また、議会とも、またそういう世代の方とも協議をしながら進めてもらいたいことを希望して、賛成討論といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第39号は可決されました。

次に、日程第3 議案第41号 平成28年度甲良町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

それでは、議案第41号の討論、採決の前に、西澤議員から平成28年度甲良町一般会計補正予算(第2号)に対する修正動議が提出されていますので、これを議題といたします。

発議第5号 修正動議について、西澤議員から説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案をいたします。発議第5号 平成28年度甲良町一般会計補正予算(第2号)に対する修正(案)。

地方自治法第115条の3および甲良町議会会議規則第17条第2項の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成28年6月13日。

甲良町議会議長、木村修様。

提出者、西澤です。

賛成者、甲良町議会議員、西川誠一。同じく、野瀬欣廣。同じく、山田裕康。同じく、山田充。

ページをおめくりください。

議案第41号 平成28年度甲良町一般会計補正予算(第2号)に対する修正(案)。

議案第41号 平成28年度甲良町一般会計補正予算(第2号)の一部を次のように修正する。

歳入歳出予算。第1条中、歳入歳出予算の総額に7,541万6,000円の増額を5,541万6,000円の増額に改め、歳入歳出予算の総額を37億3,446万3,000円に改める。

第1表中、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

訂正線を引いているところのみを読み上げさせていただきます。

繰越金、補正額、款18 繰越金、項1 繰越金。補正額2,031万6,000円を1,831万6,000円に改めます。計が6,536万3,000円を6,336万3,000円に改めます。そして、原案に対する修正額の増減額は、減の200万です。款20 町債、項1 町債。修正額、2,69

0万を890万に改める。計、1億8,930万を1億7,130万に改めます。減額で1,800万円です。

歳入合計が、補正額7,541万6,000円を5,541万6,000円に改めます。合計が、37億5,446万3,000円を37億3,446万3,000円に改めます。減額の2,000万になります。

歳出です。款9 消防費、項1 消防費。補正前の額、これはそのままにします。補正額2,000万がゼロとなります。そして、合計1億3,496万円が1億1,496万円に改めます。増減で言えば、減の2,000万です。歳出合計は、補正額7,541万6,000円が、5,541万6,000円に改めます。合計に37億5,446万3,000円を37億3,446万3,000円に改めます。増減は、減の2,000万になります。

2ページをお開きください。

地方債の補正。第2条、第2表、地方債補正を次のように改めます。

訂正線部分を読み上げます。

起債の目的。防災センター整備事業債1,800万をゼロに改めます。修正後、1,800万はゼロに改めます。そのほかは変わりません。そして、合計額のところが、2,690万を890万と改めます。限度額のところで、1億8,930万を1億7,130万に改めます。

起債の方法および利率、償還の方法は、修正前の原案のままとなります。

3ページをお開きください。修正案の説明部分です。

議案第41号 平成28年度甲良町一般会計補正予算（第2号）の一部修正は、次のとおりとする。修正額は、原案の取り消し線の上に記載した額とする。

同じく、取り消し線を施したところだけを読み上げていきます。

総括、歳入。款18 繰越金、補正額2,031万6,000円を1,831万6,000円に改めます。合計で、6,536万3,000円を6,336万3,000円に改めます。款20 町債、補正額2,690万を890万に改めます。合計が1億8,930万を1億7,130万に改めます。

歳入合計、補正額7,541万6,000円を5,541万6,000円に改めます。合計、37億5,446万3,000円を37億3,446万3,000円に改めます。

総括の歳出です。款9 消防費、補正額2,000万をゼロにします。合計1億3,496万円を1億1,496万円に改めます。補正額の財源内訳のところ、特定財源の地方債1,800万をゼロにします。一般財源のところの200万をゼロに改めます。

歳出合計、7,541万6,000円を5,541万6,000円に改めます。計37億5,446万3,000円を37億3,446万3,000円に

改めます。地方債 2,690 万円を 890 万円に、そして、一般財源が 2,031 万 6,000 円を 1,831 万 6,000 円に改めます。

4 ページに移ります。

歳入です。繰越金、補正額 2,031 万 6,000 円を 1,831 万 6,000 円に。合計 6,536 万 3,000 円を 6,336 万 3,000 円に。そして、節で 2,031 万 6,000 円を 1,831 万 6,000 円に改めます。

町債の部分です。消防費 1,800 万をゼロに。合計 2,200 万円が 400 万円に。節の金額が 1,800 万をゼロに改めます。合計で、2,690 万を 890 万。そして、合計の 1 億 8,930 万を 1 億 7,130 万に改めます。

4 ページのところで、訂正文字があります。節の緊急防災・減災の災が起債の債になっていますが、災害の災に改めてください。申しわけありません。

5 ページに移ります。

歳出です。消防費、補正額 2,000 万円をゼロに、合計 3,191 万 7,000 円を 1,191 万 7,000 円に。特定財源の地方債 1,800 万をゼロに。一般財源 200 万円をゼロに。そして、節の 2,000 万円をゼロに。説明のところの甲良町総合防災センター設計業務委託 2,000 万円をゼロに改めます。合計で、補正額 2,000 万円をゼロに。合計の 1 億 3,496 万円を 1 億 1,496 万円に、そして、地方債のところを 1,800 万円をゼロに、そして、一般財源の 200 万円をゼロに、それぞれ改めます。

以上が、議案の説明です。

そして、修正をしました理由について述べさせていただきます。

1 つは、防災センターを単独で町の事業として建設するかどうか、急いで建設しないことも選択肢を含めて、今、問われている段階だと思います。確かに、用地を取得し、基本設計、いわゆる基本的構造のところまで前期議会で進んできたことは事実だと思います。しかし、町行政の立派な施設を建てる以前に、防災という課題において、やるべきことがあるのではないかとの認識が生まれつつあると思います。

また、町民の中には着服事件一つ解決の見通しもつけられない町政で、このような大事業を町民本位に総括し、指導援助できるのかという深い疑問、不信が広がっています。とりわけ、4 月 25 日と 5 月 20 日の全協で、当局自身から自主防災組織の育成や住民、職員の防災教育が取り組まれていないこと、民家の耐震化が特別に遅れている事実を認めています。

また、新聞報道で明らかになった、想定する最大の避難者数と現在の収容可能数とが 800 人も不足するにもかかわらず、防災センターを建設したからといって、満たされるものではないことを認めました。おまけに、それを穴埋めする検討自体をしていないことも明るみになりました。

4つ目に、このように甲良町内における防災課題が真摯に検討されていない状況を放置したまま、国の有利な事業申請の締め切りが迫ってきたからとか、この事業債に乗った方が予算の支出が少なくて済む、確かにそうかもしれませんが。それも、別の検討が必要であることも考えられます。これらの理由で、建設ありきで進むことはできないと思っています。

5つ目に、緊急防災・減災事業債の制度に関しては、全国の自治体、地域が防災、減災の課題解決に迫られている状況下で、継続ないし充実を望む声が広がっていると考えますし、また、私たちからも、また行政からも強く働きかけて、継続ないしは制度の変更であるけども、この中身が継承されるということを求めていく時代だと私はと思っています。

6つ目に、多様な課題、考えを集めて、議会が本来の調整役を果たし、議論を積み重ねるために、一度ここは防災センター設計委託費を削除し、冷静に立ち止まって調査、検討を改めて呼びかけたいと思います。この防災センター設計委託以外の各項目は、さまざまな意見があるものの、町民の願いに沿ったもので、実行に移す予算として容認できるものだと思います。また、それぞれ子育て応援金も条例が可決しました。そういうところ、それからまた地域でも、切実な課題を反映した予算も組み込まれています。だからこそ、この修正案を可決いただいて、町民の負託に応えたいと思います。予算配分は、先ほども言いましたが、暮らしや子育て応援を充実する、この論議を深めていく必要があると思います。また、地方創生推進交付金を受けて行う事業は、制度上の制約を受けて、若者層、子育て世代の懐を、生活を直接応援できない弱点を持っていることを指摘した上で、暮らし、子育て応援が生きる活用を求めていきたいと思ひまして、ぜひとも皆さんの熱心な検討、そして、討論の末、適切に可決いただきますようお願いいたします。

同時に、私が思いますのは、新しくこの議会に私たちが選ばれてから、2度の全員協議会で防災センターの説明がありました。そして、先ほども言いましたが、用地の取得、そして、基本設計などは通過をしてきました。けども、この段階において、1月に着服事件が起こり、さまざまな課題を解決する上で、今までどおりでいいのかという点では、皆さんの認識が広まっているところだと思いますので、ぜひともご審議、そして可決いただきますよう、心からお願いして、私の提案説明とさせていただきます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第41号および発議第5号について、討論はありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 私は、この修正案に賛成いたします。この防災センターの2,000万というのは、やっぱり先に町民の命を守るとというのが先決ですので、そちらの方に回さなければいけないと思いますので、この修正に賛成といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。  
7番 宮寄議員。

○宮寄議員 私は、この発議に反対するものであります。提出者は、防災センターを今、急いで進める必要はないのではないかと、また、公金横領事件が解決しないまま、このような大きな事業を進めるのはいかがなものかと、大きくくるとこのようにおっしゃっておられますが、私は全く逆の発想で、まず、防災センターを急いで進める必要はないのではないかと、今、熊本にああいう大震災が起こって、調べによりますと、熊本もレベル1、我が滋賀県もレベル1という数値が出されておるところもあります。まず地震が来ないだろうと言われていたところに、まず熊本にああいう悲惨なことが起こってしまいました。という観点からいたしましても、人の命を守る、まず倉庫も要る、全てを兼ね備えた防災センター、規模は別といたしまして、必ず必要ではないかという観点から、私はこれを削除する予算案は認めるわけにはまいりません。

それと、公金横領事件とごちゃ混ぜにした議論はいかがなものかと。それはそれ、これはこれで進めていかなければならないものはならない。要るものは要るという観点から反対討論といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。  
10番 建部議員。

○建部議員 まず、私は修正動議に反対、原案賛成の討論をいたします。経過から申し上げます。そもそもこの防災センター構想が持ち上がってきたのは、平成25年ぐらい、それと、26年の3月議会においては、皆さんのご理解を得て、この防災センターの設計費が計上されました。皆さんのご理解でもって可決されて、26年。その間に基本設計はやられましたが、実施設計に至りましたは、年度末を控えて間に合わないというので、いったん、26年度に実施設計費用分は削除しまして、新たに27年の当初予算に、その設計額を計上した経過があります。その間、2年余り、町からの理解を求める説明なり、防災センターの必要性については、この2年余り議論を重ねてきているところであります。これは、甲良町にとっても懸案事業であります。ぜひとも、この防災センターはなし得なければならぬと思っております。

よって、修正動議に反対、原案賛成の討論といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。  
8番 西川議員。

○西川議員 8番 西川です。修正案に賛成するものであります。

基本設計ができてから、いろいろと検討してまいりまして、皆さんもよく議論されていたのが、100人の会議室が要するという構想がありました。その辺が何度出されてきても、そこら辺が修正にかかっていないという問題も1つありますが、やはり、必要性というのは当然あるかと思うんですが、その辺をどう考えるかという問題の中でいろいろ議論してきたわけですけど、今回もまた同じものが出されているということと、それともう一つは、熊本大地震が起きました。想像だにしなかったような住宅が壊れています。その辺が甲良町の情勢はどうかと言いますと、まだ耐震診断もされている状態が少ない、耐震補強等も、改修やとかそういうところにもいろいろと町が手を差し伸べなければならない状況下にあるかと思えます。

そういう意味におきまして、必要性は認めます。必要性は認めますけど、やはり、その辺はもう少し議論して行ってやっていく必要があるかと思えますので、私は修正案に対しては賛成とさせていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

お諮りします。

ただいまの修正案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立少数です。

よって、発議第5号は否決されました。

これより原案の議案第41号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数です。

よって、議案第41号は可決されました。

次に、日程第4 発議第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第6号 公金横領事件の早期告訴ならびに事件の全容解明と再発防止のための第三者による調査委員会設置を求める決議(案)。

地方自治法第112条および甲良町議会会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成28年6月13日。

甲良町議会議長様。

提出者、甲良町議会議員、野瀬議員。

賛成者、甲良町議会議員、西川議員、同じく西澤議員、山田裕康議員、山田充議員、岡田議員。

○木村議長 本案については、野瀬議員から提案説明を求めます。

野瀬議員。

○野瀬議員 それでは、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

公金横領事件の早期告訴ならびに事件の全容解明と再発防止のための第三者による調査委員会設置を求める決議（案）。

町職員（当時）による税金等横領事件（以後「当事件」という）が発覚してから、はや5カ月が経過します。町政の重大事件にもかかわらず、未だに町から告訴もされず、容疑者が逮捕されない異常事態が続いております。

2月、3月時点で、町の説明によっても、長寺、呉竹両センターの集金分、庁舎窓口での特定された町民からの現金納付分など、公金横領は明らかな事実です。また、4月25日の議会全員協議会で「容疑者Kが隠し持っていたとされる192戸分の納付書控えの裏づけ調査を戸別訪問によって実施する」と説明し、現在も続行中だといえます。

事件発覚以降、横領の犯罪事実は部分的被害ではあるものの、その事実に基づいて、捜査当局に対して告訴手続きの相談を行っているとは説明していません。にもかかわらず、未だに進展していないこと自体、町民には理解できません。これでは、町政への不信が募る一方です。何よりも重要なことは、事業の財政的基盤である税収を担当している部署で起きた不祥事であり、住民の怒り、不信が強いことです。

その上、容疑者の問題とは別に、数年にもわたる横領を許した行政事務が全くさんではなかったのか、管理職は管理監督を怠っていたのではないか、日々の入金伝票、個人別、種目別の台帳処理と現金との照合作業を怠っていたのではないか、など重大な行政事務逸脱の不明朗な事態が明らかになりつつあります。

さらに、容疑者の元上司で当事件の全容解明の中心的役割を担う前税務課長の問題行動まで発覚しています。

町民が安心し、誇りが持てる甲良町への一歩とするためにも、町政は、この重大性を受けとめ、一日も早い告訴と事件の全容解明の責務を担っていると考えます。

よって、次の事項を強く要請します。

記。

1、当事件を一日も早く告訴するとともに、損害金の全容を早期に解明すること。

2、当事件の背景となった行政事務、管理体制の怠慢などを全て解明すること。

3、以上の解明、検証は、もはや行政内部の人員では曖昧さを残し、問題点を明快に洗い出すことは困難だと考えます。よって、当事件を契機に、全ての分野における事務管理、税等の収納事務、法規に基づく行政のあり方、当事件の背景、根源となった問題点など、全面的な点検作業を行うための第三者委員会（弁護士、専門職等を含む）を設置し、解明、検証作業を行うこと。

4、その解明、検証結果を公表すること。

以上決議します。

文書にもありますように、既に5カ月が過ぎております。今現在、明確にされつつあるのが、前年度分だということを聞いております。時間がたつほど、資料がなかなか入手できなくなる。事件全体のことがわからなくなると。これはやはり早期に解決する必要があります。ということで、提案させていただきます。よろしく申し上げます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。発議第6号の賛成討論を行います。

決議案の案文に加えて、私が第三者による検証機関の設置がぜひとも必要であることを強調したい理由、指摘しておきたいことを述べて、賛成討論としたいと思います。

1つは、北川町政擁護の立場であっても、現に目の前で起きている重大な不祥事の刑事責任を厳しく問うこと。事件の全容解明および、その行政内部の積年の問題点、弱点をこの際、徹底的に検証すべきとの判断を示すべきだと考えます。

2つ目に、6月定例会の一般質問で、北川町長を全面的に信頼し、擁護する立場を表明した議員がおられました。現在、熱い焦点になり、町民の行政不信の重要な要因の1つになっている公金横領事件を全面的に解決し、その原因を解明し、再発防止のための実効性のある対策を町民の前に打ち出すことこそ、町民の信頼回復の大前提であることを指摘しなければなりません。

3つ目に、事件発覚後の2月、全協などで着服していたことが見抜けなかった理由として、窓口で預かった現金を入金するふりをしてだまされていたと、見抜くことができなかつたと、当時の税務課長が説明していましたが、1回や2回、数回までならそのようなこともあるだろうと理解できますが、数年にわたり見抜けなかつたという言いわけは、そのまま信用することはできません。町の発表でも、少なくとも192戸分と、長寺、呉竹両センターの集金分が入金したふりをして見抜けなかつたこととなります。この事実を見るならば、町民の税金を受け取ってから、町の金庫に入金されるまでの管理が全く抜けていたか、あるいは甘かったか、また、当時の課長、課長補佐がどのような業務態度であったか、正確に検証しなければ町民には真実はわかりません。ちなみに、その経験者も議会におられます。こういう点でもしっかりと発言してもらいたいものだと私は思っています。

4つ目に、私の率直な疑問を述べておきます。現在の町政が不祥事を進んで公表し、町民ならびに社会の批判を真摯に受けるという態度がほとんどないことは重大な弱点だと言わねばなりません。国保税の二重通知、軽自動車税の課税金額間違いなど、みずから進んで記者発表しませんでした。そして、この公金横領事件も有志議員が何度も強く指摘してから、やっと3月8日に会見しただけでした。さらに、事件発覚後から前期議員の任期終了間際に招集された全員協議会で発表されるまで、19日間も内密にしていた事実の背景に疑問が浮かびます。この間には、議会選挙がありました。昨年12月末から1月にかけて、北川町長続投を求める署名活動も展開されていたと聞きます。現に続投を求める趣旨のチラシも発行されています。そして、2月2日の説明で、被害総額がわからないと説明する一方で、家族を呼びつけて弁済の話をしたとも述べています。全協が開催された2月2日には、NHKのニュースで町当局が発表していない着服金額が報道されています。これは、事情をよく知っている者からの情報提供をうかがわせるものだと思います。

以上の4つの事実をつなぐと、次のような疑問が浮かんできます。この間に発覚した着服事件を小さいうちに抑えたい、被害額が少額で済むのならば、家族も呼んで弁済を求め、刑事事件にも民事事件にも公表せず済ませるのではないかと、町長はできれば抑えようとしたか。しかし、マスコミにリークされたことを察知した町側が、議員に連絡せざるを得なくなったのではないかなど、私は深い疑問を感じていました。

5つ目に、その上、全容解明の実務上の責任者である前税務課長が、病気休暇中にテニス教室のコーチをしていたことが発覚し、さらに、その教室の施設が民営化されるまでは、報酬を受け取っていたことを認めたとされています。これは、情報提供者によると、かなり前、20年近く前からおかしいことだと

指摘されていたと、知る人ぞ知ると言われていました。

以上、述べたように、町政の不祥事を重大問題として受けとめているのかが甚だ疑わしい中で、北川町長と内部による検証では厳しく掘り下げることは期待できず、形だけのものになる危険性は極めて高くなると言わざるを得ません。よって、議会が選任した弁護士や財政の専門家などを含めた第三者機関による調査、検証が不可欠であることを重ねて強調しておきたいと思えます。

なお、議会としては、総務常任委員会を連続して開催するべきでありますし、あるいは調査の強制力のある地方自治法100条に基づく、いわゆる百条委員会を設置して、事実解明、原因の究明、再発防止策などを明らかにしていかなければならないと考えます。

以上、賛成討論といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数です。

よって、発議第6号は可決されました。

次に、日程第5 発議第7号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第7号 甲良町内における防災課題に関する調査・検討特別委員会設置に関する決議(案)。

地方自治法第112条および甲良町議会会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成28年6月13日。

甲良町議会議長様。

提出者、甲良町議会議員、西川議員。

賛成者、甲良町議会議員、山田裕康議員、同じく野瀬議員、西澤議員、山田充議員。

○木村議長 本案については、西川議員から提案説明を求めます。

西川議員。

○西川議員 朗読をもって、提案説明とさせていただきます。

甲良町内における防災課題に関する調査・検討特別委員会設置に関する決議（案）。

次のとおり、甲良町内における防災課題に関する調査・検討特別委員会を設置するものとする。

1、名称。甲良町内における防災課題に関する調査・検討特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条および委員会条例第5条。

3、目的。震災を含め、自然災害の猛威をまざまざと見せつけられる事態が、昨今連続して起きている中、東日本大震災や熊本地震をはじめ、風水害などの教訓に学ぶことがとりわけ重要になっている。自然災害は抑えることはできないが、備えることで被害を最小限に抑えることは可能である。甲良町内における課題、民家の耐震補強の推進、災害弱者と言われる方々の保護、自主防災組織の確立、育成、危険箇所の総点検、行政と住民の連携のあり方など多岐にわたり、防災拠点の整備（防災センター建設）の是非も含め調査、検討し、その課題を洗い出し、明らかにすること。

4、委員の定数。議長を除く全議員。

5、期間。調査終了まで。

以上であります。

私も前々から話していますとおり、特別委員会を設置して、よくよく検討しながらいい方向へ向けていきたいというのが私の願いでございます。皆さん、よろしく願い申し上げます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 私は、賛成の討論をいたします。

修正予算の動議が否決になりました。防災センターの設計委託が実行に移されるわけですが、その中身も含めて検討が必要です。同時に、4月、5月の全協で当局自身が述べていますように、裏面で説明があります、さまざまなセンター、拠点以外の教育や自主防災組織の育成などについては、センターができたから進むわけではありません。また、行政と住民との連携はセンターができるかどうか以前の問題で、また別の問題で進めていく必要があります。

私は、予算が実行に移される段階になりましたが、十分に町長が今の課題を真摯に受けとめるならば、つまり、全協でも提起されています民家の防災基準、耐震基準が満たされていない方が圧倒的多数です。2,000近くある中の千数百棟が耐震補強ができていないことが建設水道課の報告でも明らかです。こ

かをどういうように手当てをしていくのかということも大きな課題となります。

また、建設水道課が入っているブロックづくり、これはあすにでも地震が起きれば崩れると。だったらそれを避難的に、この1億7,000万もかかる費用ではなくて、緊急避難、また倉庫についてもその手当てをして財政負担を減らす努力をすべきであります。また、これは7割の交付税算入が受けられるから有利と、確かに数字上は4億から5億、6億の差があります。この問題も、全国で今、防災拠点をどうするのか、つまり、緊急防災センターが設置された東日本大震災のある自治体でも、そこが津波を受け、大きな被害を受け、町長をはじめ職員が大量に犠牲になっています。こういうことから見たら、総合的にどういうように進めるのかというのは、町の行政だけで立案をするべき問題ではなくて、町民を巻き込み、そして、議会とも協議をしながら進める、そして、緊急に急ぐ、今言いました課題は実行に移す、こういうように整理ができていくものだと思いますし、2,000万の設計費、そしてその後に進む本体の建設、こういうことになれば、ますます町民の心は離れていきます。私はそれを本当に懸念します。ですから、北川町長がそのことを真摯に受けとめるならば、可決をした設計の予算をいったんとめて考える。そして、国の制度が継続されるように働きかけるというのが筋だと私は改めて提起をして賛成討論いたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

10番 建部議員。

○建部議員 先ほど実施設計予算が可決をされました。町は建設に向けて実施設計をこれから組むわけですが、その中には議会の声、そして、有識者の声を聞いて、どのような防災センターを建設するかという意見を聞くという場を持つことは肝要であります。

しかし、議会で特別委員会をつくって、今さらその是非までも含めて問う、そういうものを調査、検討するという特別委員会が果たして必要であろうかと思えますと、私は特別委員会の設置については反対をいたします。実施設計、これは議会の声も有識者の声も反映されたものが建てられるということが肝要であります。繰り返しではありますが、このことを私は十分お願いを申し上げて、特別委員会の設置については反対といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 私もこの委員会を設置するにあたって反対をするものであります。先ほどの修正動議は否決されました。今さら委員会を立ち上げて議論するものでもないものと思われれます。全員協議会を何度も開いてもらって、どのような規模にするのか、それで十分ではないかと。わざわざ特別委員会を開くもので

もないのではないかと思いますのであります。

提出者ならびに賛成者の皆さんの顔ぶれを見ますと、修正動議を出された方々ばかりです。それと、防災拠点の整備の是非も含め調査、検討し、その課題を洗い出し明らかにすることとありますが、もう設計段階に入って、行政側には真摯な態度で議会の意見も聞いてもらってしてもらわなければならないことを含めまして、反対討論といたしますが、わざわざ委員会の設立は必要がないということを申し述べておきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立少数です。

よって、発議第7号は否決されました。

次に、日程第6 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第7 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。

6月3日が全員協議会、6日から6月議会が開会され、本日、閉会日を迎えました。その間、議員の皆さんからいろいろのご意見、提案をいただきました。本日を迎える中で、初日と最終日で承認6件、報告1件、議案が6件、全て原案どおりご承認をいただきました。大変ありがとうございました。

特に、今回の議会では、防災センターが議論の中心になっております。私も行政としましても、この防災センターについては、平成23年ごろから地権者3名のご厚意をいただいて、用地買収ということのスタートをしました。そして、用地買収費あるいは造成費等も議会でご理解をいただいて、今日、更地のままで現在に至っているという中で、平成25年の町長選挙におきましても、防災センターの建設は必要ということで選挙公約で申し上げさせていただき、大変多くの住民の皆さんから、それをご支持をいただいたという理解もしております。

そうした中で、熊本の地震は想定をしておりませんでした。4.14、まさか熊本であのような大きな地震が発生するという事は、裏返せば、いつ我々の身近なところでもそうした災害が起こり得る可能性は十分あるということを考えて、住民の皆さんの生命と財産を守るために、1つの拠点としての整備はどうしても必要不可欠なものであるという思いから、何度か皆さんにもご理解をいただくために、誠心誠意をもって説明もさせていただきました。

今回、議員各位のご理解のもとに実施設計予算もご承認をいただいたということで、これからは設計業者の入札に向けて取り組むということにもなります。建設スタートをしまして、そして、完成に至るまで、まだまだ皆さんのご理解をいただくことになろうかと思っております。特に、設計がスタートする、その段階から、もう今月より議会の、先ほど全協で詳しく説明という宮寄議員の話もございました。私が考えているのは、今月からメンバー構成を立ち上げていきたいなど、建設委員会というような形で、私も実は平成10年、11年と2年間、産業建設の委員長として、議会の代表で保健センターの建設委員としてかかわった、そういう経緯があります。そういういろんな経験をしている中で、甲良町の防災センターを設計するにあたって、実施設計ですから、最終的な設計ということにもなります。議員の中でも特に関係する委員会もございます。産業建設文教常任委員会のメンバーの皆さん6名、そして当然、議長も入っていただき、そして、有識者ということで区長会の会長さんか、あるいは区長会の代表、消防団の代表、日赤奉仕団等いろんな、そういう災害のときの炊き出しやらを含めるそういう団体の代表とか、あるいは老人会の代表、そういう方も構成メンバーの1人として参画もいただく、そういう中で実施設計を入札された業者の皆さん、こういうことも参画をしていただいて、どういう形が甲良町の

防災センターとしてふさわしいかということの議論をしっかりとそういう中でしていただいて、実施設計の中に反映をしてもらおうと。もちろん、定期的に議会の方も、先ほどのお話のように全協も開きながら、議会全体の意見も聞かせていただき、それも反映するというところで、町民合意の形の設計が出来上がるような、そういう取り組み姿勢、体制を整えていきたいとも思っております。

そうして、設計が完成する中で、今度は最終の建設費の予算を上げさせていただくというような順番になろうかと思っておりますので、今後、いろんな形で皆さんのそういうご意見、あるいは特に滋賀県も危機管理センターができました。そうした危機管理局の皆さんにも、もし何でしたら来ていただいて、いろんなアドバイス、ヒントもいただくということも場合によっては必要かなとも思っておりますので、今後はそういう意味でいろんな意見を集約しながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

長期間にわたりまして、6月議会、皆さんには大変ご苦勞をいただき、お世話になりました。ありがとうございます。これからいよいよ梅雨に入り、非常に蒸し暑い日も続き、また、それが過ぎると夏日がずっと続くというようなことでもございます。体には十分にご留意をいただき、議員活動にますます頑張ってくださいという期待を申し上げまして、閉会にあたりましての挨拶とします。ご苦勞さんでございました。

○木村議長 これをもって、平成28年6月甲良町議会定例会を閉会いたします。  
ご苦勞さまでした。

(午前10時10分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 木 村 修

署名議員 西 澤 伸 明

署名議員 岡 田 隆 行